

国立大学法人千葉大学中期計画

平成 28 年 3 月 31 日

文部科学大臣認可

変更 平成 29 年 3 月 31 日

変更 平成 30 年 3 月 30 日

変更 平成 31 年 3 月 29 日

変更 令和 2 年 3 月 25 日

変更 令和 3 年 3 月 18 日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【1】 全学的な教育改革方針を策定した上で、学際性・国際性等を涵養する教養教育の方針を明確化し、学際性を有する地域科目 2 単位と国際性を有する国際日本学 2 単位を必修科目とする。それとともに、コース・ナンバリングやカリキュラムツリーを利用して、教養教育と専門教育が有機的に統合した体系的な学士課程教育を提供する。
- 【2】 それぞれの分野のミッションにおいて定められた人材養成目的を実現するために、教育課程編成・実施の方針を見直しつつ、確かな基盤的能力、専門中核学力を獲得し、専門的知識・技能を修め、創造的思考力を高めることができる学士課程教育を学位授与の方針と授業科目が有機的に統合・可視化されたカリキュラムマップを整備し、提供する。
- 【3】 倫理観、コミュニケーション能力や問題解決能力を高めるため、アクティブ・ラーニング型の科目を全学で 120 科目以上設定し、基礎的・汎用的能力の向上に資する教育活動を実施する。
- 【4】 グローバル化に対応し得る資質を養成するために、バランスの取れた外国語コミュニケーション能力の育成を重視する。また、世界の多様な文化への理解を涵養する機会を保証することにより、平成 33 年度までに留学する学生年間 900 名を確保する。そのために、学事暦の柔軟化の措置を実施し、海外の高等教育機関との教育交流に向けた体制を整備する。
- 【5】 修士課程（博士前期課程）では、高度専門職業人としての基盤的な学力を充実させるとともに、その基礎の上に、幅広い視野と高度な専門的知識・技能を修得できる教育課程を提供する。

また、学内を三領域「生命科学系」、「理工系」、「文系」に大別して、共通教育やチーム教育を実施する。

特に理工系では、理学系・工学系・融合科学系が統合した理工統合型の専攻において、イノベーション教育をはじめ、独創的な研究活動に資するための一貫した教育課

程を構築する。

- 【6】 博士課程（博士後期課程）では、優れた研究者をはじめとする社会の指導的立場に立つ人材を育成するため、多様なキャリアパスに対応した教育課程を提供するとともに、大学の枠を超えた世界水準の学位プログラムを構築する。

大学院課程教育においては、ダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムを拡大し、グローバルな教育課程を提供する。

- 【7】 専門職学位課程では法科大学院において、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等を考慮に入れ、学士課程教育との密接な連携による法曹養成教育プログラムの実施や、きめ細やかなケアによる学修支援制度の構築によってより充実した教育活動を行う。

また、教職大学院を設置し、これまでの教職教育とグローバル関連教育プログラムを組み入れた教育課程を提供する。

- 【8】 グローバル化に対応し得る資質を養成するために、英語による教育コースを拡充し、20 コース以上設置する。また、英語等による授業の実施、異文化理解に関するカリキュラムの充実、海外の高等教育機関との教育交流の推進、学事暦の柔軟化等、必要な措置を実施する。

- 【9】 大学院課程教育における高度な教養教育の方針を、イノベーションとグローバル化の観点より策定、明確化し、高度教養教育を実施する。

- 【10】 学位の国際通用性を確保するため、国内外の専門家の意見を取り入れて、教育実践手法の改善を行い、次世代型人材を育成する全学的なマネジメント体制を構築する。

さらに、入学者受入方針、教育課程の編成・実施の方針、学位授与の方針を一体的なものとして継続的に見直す。

- 【11】 生涯を通じた高度な知識の習得の場となるために、キャリア・マネジメントの概念を全学に導入し、ボランティアやインターンシップ等の社会との接続を意識した教育内容を充実するとともに、学び直しとしての社会人が学習しやすい教育課程や学習環境を整備する。

- 【12】 学習指導のエキスパートとなる、SULA (Super University Learning Administrator) を配置・育成し、学生個人の成績データを活用しながら、きめ細かな学生指導を実施する。また、授業別の成績分布を公開・可視化することにより、成績評価の厳格化を進め、単位制度の実質化を推進する。

- 【13】 学士課程と修士課程（博士前期課程）・専門職学位課程との接続、学部間、研究科（学府）間の連携を推進する。他大学との連携の強化により、高度で効率的な教育課程を提供する。

- 【14】 アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目や ICT 利用の教育方法の改善、TA・SA の活用等を通して、学習の双方向性を確保し、主体的な学びに裏打ちされた基礎的・汎用的能力を涵養する。

- 【15】 プロジェクト・ベースド・ラーニング、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク等、実践的かつ体験型の授業を教養教育において 30 科目以上設置し、社会に対して能動的に関与するコミュニケーション能力を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【16】 教育課程のグローバル化に対応し、年俸制等を利用して、外国人教員等を積極的に登用する。また、40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を 21%以上にするとともに、女性優先公募の実施により女性教員を積極的に登用し、多様な教員配置を実現する。特に女性教員採用比率については、30%程度とする。
- 【17】 アクティブ・ラーニングの推進のために、ビデオ学習システムの教材を 60 プログラム開発するとともに、これらの反転学習の場の環境整備をアカデミック・リンク・センターを中心に推進する。
- また、教材作成とともに教育環境の整備を同時に推進する。
- 【18】 アカデミック・リンク・センター（附属図書館を含む）は、学習上必要な資料の体系的整備を行うとともに、学習に必要な情報提供機能を拡充、強化し、西千葉・亥鼻・松戸の 3 キャンパスに展開する。
- 【19】 国の財政措置の状況を踏まえ、自主的学習、情報交換及び課外活動の場として学生が利用できるコミュニケーション・スペースやグループによる自主学習が可能なスペースの設置及び学生寮等の施設を充実させる。
- 【20】 教育 IR を活用し、全学及び各学部・研究科（学府）におけるコース・ナンバリングを利用したシラバス作成、学事暦の柔軟化及び GPA 制度等の実施状況を検証して、組織的な教育改善を継続的に推進するとともに、学生の参画による教育改革体制を構築する。
- 【21】 学生の主体的な学びを促進するため、学生のニーズやアクティブ・ラーニング化に伴う反転学習の実施のための FD プログラムを開発、実施し、教員の教育力を高めるとともに、TA の研修を拡充し、将来の教職員候補となりうる「高機能 TA」の年間 60 名の育成等、教育改善を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【22】 学生の修学、生活、進路等に関するニーズを把握し、相談、支援をきめ細かに実施できる体制を組織し、継続的に推進する。また、カウンセラー組織を強化し、特に心身の健康等にわたる相談支援体制を充実させるとともに、医学、教育学、心理学、脳科学等の学問領域を超えた研究の成果に基づき、WEB 問診によるメンタルヘルスクリーニング結果を分析して、心の健康問題に関する早期発見及び相談による早期介入を行い、学生のメンタルヘルス向上を推進する。

- 【23】 障がいのある学生の支援ニーズを把握し、支援者の確保、施設・機器の整備等、学習・生活に関する支援のあり方を見直しつつ、拡大し支援する。
- 【24】 学生へのガイダンス等を通して、交通事故、犯罪被害、宗教を隠した勧誘、不適切な飲酒、インターネットの問題ある利用等への注意喚起を行い、それらへの監視を強化し、抑止する体制を整備する。
- 【25】 多くの学生が海外研修等を体験できるよう、多様な海外派遣プランを提供し、参加学生への支援を行うとともに、留学する学生を平成 33 年度までに年間 900 名を確保する。また、海外派遣の成果を継続的に検証し、改善する。
- 【26】 外国人留学生を含む学生に対して、授業料免除制度や各種奨学金に関する案内の充実、相談体制の点検と改善、TA・特別 RA 制度の積極的な活用等を進め、経済的に困窮状態にある学生への支援体制を強化する。
- 【27】 学生の進路ニーズを踏まえた進路選択を支援するため、進路指導強化と、キャリアサポートとしての就職ガイダンス、就職相談、就職試験対策等の 2 つに分類し内容を充実させる。進路指導強化は、学習指導のエキスパートとなる SULA を中心に進め、キャリアサポートは、就職支援体制を強化する。
- 【28】 社会状況の変化に対応して、普遍教育、各学部、研究科(学府)におけるキャリア教育としてのインターンシップやボランティア活動等の新しい実践的体験型教育の実施状況について継続的に検証、改善し、全学的に単位化を行う。
- 【29】 外国人留学生の多様なニーズに対応できるよう、生活、学習、進学、就職に関する相談支援体制を充実させるとともに、留学する日本人学生への支援を充実させるため、ISD (International Support Desk) の機能を拡充して、亥鼻キャンパス及び松戸キャンパスにも展開する。また、日本語教育、日本文化教育については、ICT の活用及び日本人学生の参加を促進することでアクティブ・ラーニングを一層充実させ、留学生の学習成果の達成度を向上させる。
- 【30】 外国人留学生のための施設整備を進め、学習環境、生活環境、健康管理等の面での支援体制を充実させるとともに、日本人との混住型の学生寮を新たに開設し、留学生と日本人学生間の相互文化理解及び国際交流を進展させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 【31】 各学部、研究科(学府)は、その教育目標に基づき入学者受入方針を継続的に見直し、入学後の教育課程と入学者選抜の評価方法との関係性や求める能力の評価方法を明確化する。
- 【32】 入試実施体制の再編成とアドミッションオフィスの設置により、新しい入試システムを構築し、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するための多様な入試選抜方法を採用する。また、英語の外部試験を入学者選抜に利用する方法を新たに採用する。これまで先進科学プログラムで実施してきた総合評価に基づく選抜方式を礎にこれを全学に展開する。

【33】 高等学校の関係者等の意見を踏まえ、入試広報活動を改善するとともに、高等学校等のカリキュラム開発支援や高大連携企画事業を通じて意欲的で多様な志願者を確保する。

【34】 学生の多様なニーズに対応し、グローバル人材育成を進めるため、「飛び入学」制度の充実、秋季入学制度の整備・改善、AO 入試を推進するとともに、海外での入試及び国際バカロレアを利用した入試を実施する。特に、理工系や国際教養学部において、高大連携プログラムを活用した接続推薦制度を実施することにより高大連携を推進し、連携する高等学校、SSH 校や SGH 校から優秀な学生を獲得する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【35】 免疫システム調節治療学、キラリティー物質科学分野等、先駆的・先端的な世界水準の研究分野への重点的な全学的支援を行うことによって国際的に卓越した研究拠点を形成・強化し、国内外の先端的研究拠点とのネットワークを構築して質の高い論文を増やす等国際的に高く評価される成果を生み出す。

さらに研究 IR やミッションの再定義等により把握した「強み」となる研究分野についても全学及び各研究科等による強化を行い、これら研究分野において国内外を牽引する。

【36】 環境リモートセンシング研究センターにおいては、国内外の研究機関との共同研究及び学内の関係分野との協働のもとに、リモートセンシング研究を進展させ、地球環境に関する研究を推進し、得られた成果の可視化、評価・分析を行い、アジアにおける国際拠点として、先端的な研究を強化する。

【37】 真菌医学研究センターにおいては、国内外の研究機関との連携や全国の医療機関等とのネットワークを最大限に活用し、病原真菌を含む各種病原体の基礎研究及びそれらに起因する感染症に関する新たな予防・診断・治療に関する研究を推進して、得られた成果の可視化、評価・分析を行い、免疫学研究者と協力し我が国の臨床感染症治療研究拠点到発展させる。

【38】 免疫システム調節治療学、キラリティー物質科学分野、高度精細局所治療学等の先駆的・先端的研究及び融合型研究を推進し、イノベーション創出に資する成果を生み出す。応用研究分野において、社会のニーズに対応した研究を実施し、その成果を社会に還元する。

【39】 「知の拠点」としての研究活動やその成果を、学会発表、論文発表、プレスリリース、ウェブサイト等による公開やデータベース化を通して、広く社会にわかりやすく発信する。

【40】 研究シーズ情報の学外への発信、産業ニーズとのマッチング、研究成果の特許出願及び特許を活用した産業界との連携等を通して産業連携共同研究を強化するとともに、TLO を活用した技術移転等を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【41】 免疫システム調節治療学、キラリティー物質科学分野をはじめとする先端・先駆的分野及び特色ある分野の研究を戦略的に強化するため、学長主導の重点研究分野強化システム及び次世代イノベーション育成システムを整備することにより、人材の集中・増強、研究環境の整備・強化等、研究資源の戦略的活用を進める。
- 【42】 全学的な視点からの教員・研究者の配置計画に基づいて、重点分野の研究者を増員する等、教員の適材適所への再配置を促進する。年俸制及びテニユアトラック制等の促進、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を21%以上にするとともに、女性優先公募により、若手、女性、外国人教員等を積極的に採用する。特に女性教員採用比率については、30%程度とする。
- 【43】 環境リモートセンシング研究センター、真菌医学研究センター及び共用機器センターを中心として、部局間及び学外機関との研究施設の相互利用を促進する。また、電子ジャーナルをはじめとする研究情報資源を他機関と連携・協力しながら、効率化の観点に基づき整備する。
- 【44】 研究支援人材の強化等により URA システムを充実し、重点研究、若手研究者育成、産業連携研究等の多様な研究 IR を継続実施、大型研究プロジェクト等の獲得に向けた融合研究や先端研究の企画立案に係る調整・支援、フォローアップ、アウトリーチ活動を活発化させる。
- 【45】 産業連携研究 IR を通じて、研究成果の産業界における実用可能性等について適切に評価するとともに、学内の研究シーズを発掘し、知財の適切なマネジメントとともに産業ニーズとのマッチングの強化及び産業連携共同研究を充実させ、ベンチャー創出支援等も含めて、研究成果を社会へ還元する体制を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【46】 自治体等地域社会と連携して、地域のニーズと大学のシーズのマッチングを推進するとともに、地域とそのコミュニティの未解決課題の研究を進め、地域を志向した全学共通の教育プログラムを実施することにより、グローバルな視野をもって地域に関わり貢献できる人材、地域課題を解決する専門職を養成する。
- また、医学、教育学、心理学、脳科学等の「こころの発達」とメンタルヘルスに関する領域横断的な研究を推進し、地域の医療機関や教育機関に貢献できる人材を養成する。
- 【47】 地方公共団体をはじめとする地域の機関と連携し、生涯学習の支援、小・中・高校生対象の教育プログラム、各種研修会や公開講座、地域連携プロジェクト等を企画・実施して、保健・医療・福祉サービス、環境・エネルギー・防災等の様々な分野

や、地域の医療機関や教育機関への心理教育相談や認知行動療法プログラムの提供、性暴力・性犯罪被害者支援教育において地域社会に貢献するとともに、学外機関による研究施設・設備の有効活用を促進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【48】 国際戦略本部において、教育・研究・広報にまたがる多様なグローバル戦略を立案するとともに、既存の組織を横断して実行し、研究と教育のグローバル化を表裏一体で推進する。

【49】 飛び入学、早期卒業を含めた学修制度の改革、プログラム改革を行い、海外に分校を開学するためのグローバル・ネットワークを構築・展開し、平成33年度までに470科目以上の英語による授業科目を実施する。

【50】 優秀な外国人留学生を組織的に受け入れるためのプログラムを充実させ、その円滑な運用を可能とするための学事暦の柔軟化や、多様な入試の実施を推進するとともに、外国人留学生の受入れに関する総合的な支援体制を強化する。

また、多様な留学プログラムで受入れを拡大するとともに、平成33年度までに年間2,300人以上の留学生を受け入れる。

【51】 学事暦の柔軟化により、日本人学生の留学を促進するための仕組みと、多様なプログラムを充実するとともに、海外派遣に関する総合的な支援体制を強化する。

海外の留学トレーニングスタジオの設置や、多様な留学プログラムの開発により、平成33年度までに年間900人以上を留学させ、グローバル人材の育成を推進する。

【52】 外国人教員等の積極的採用、国際交流協定の締結、海外からの研究者受入れ、国際共同研究の積極的推進、海外拠点の整備、本学の学生及び教員の派遣等によりグローバル化を推進する。

また、国際教養学部を中心に、国際理解と日本理解の上に俯瞰的視野を持って課題を発見・解決できるグローバル人材を育成するために、SULAを配置・育成し、学生個人の成績データを活用しながら、テーラーメイド教育を実践する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【53】 医療安全に関する教育・研修を強化するとともに、コミュニケーションを重視した診療科横断型の医療体制を強化し、医療安全と感染管理に重点を置いたチーム医療を支援することで、患者中心の高度な医療の実践を推進する。

【54】 超高齢社会に対応し、自治体や地域医療機関との連携のもと、患者が安心して受診できる安全な医療体制を構築する。

【55】 海外からの患者受入れを促進し、外国人患者の受診支援体制を整備するとともに、海外への医療支援を推進する。

【56】 病院施設・診療設備等の効率的・計画的な整備及び経営の効率化を行い、平均在

院日数の短縮による入院診療単価の向上、精緻な分析と監視検証により財政基盤を充実させるとともに、働き甲斐のある職場環境の形成及び法令遵守を徹底し、適切な病院運営を行う。

【57】 附属病院拡充整備計画基本構想に基づき、今後の医療環境の変化に対応できる病院再開発計画を推進する。

【58】 医療系3学部及び大学院と連携した教育体制を強化し、関連病院・地域病院と一体となった研修プログラムを実施することにより、卒前・卒後・専門・生涯の一貫した教育・研修を充実させる。また、医療教育者のキャリア形成を支援する。

【59】 海外医療機関との交流を活発化し、医療人の派遣、受入れを通して国際性を高めるとともに、グローバル化に対応できる医療者育成環境を確立する。

【60】 医療系3学部及び大学院と連携し、免疫システム調節治療学分野をはじめとした研究体制を強化し、総合大学としての特色を生かして他部局との協力、連携の下に「治療学」を確立するための新たなシーズを発掘することで、先端医療の開発を促進する。

【61】 臨床研究の中核を担う病院として臨床試験体制をより強固なものとし、臨床研究の質の管理向上及び透明性を確保する。また、未来開拓センター等による新しい分野の臨床研究の推進により新しいエビデンスを創生・提供するとともに、新規の医薬品や医療機器の開発に貢献する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【62】 附属校園は、教育学部等との緊密な連携のもと、幼児・児童・生徒の心身における豊かな成長を目指す教育実践を基盤とし、ICTを活用した先進的な授業や評価方法の開発、専門家を含む生徒指導、教育相談、特別支援教育等の体制の充実等の実践的な課題に関する先導的な取組を推進し、公開研究会、研究論文、学会発表、教員研修等への講師派遣、大学院や学部の授業等を通じてその成果を地域の学校、教育委員会、教員、学生等に公表する。

【63】 教育学部及び附属校園は、教育支援ステーションを基盤に密接に連携し、学部教員の附属校園の授業への参画や附属校園教員の学部・大学院授業への協力を推進して双方の教員が教育実践や教員養成への理解を深めるとともに、学校の実践的な課題解決に資する研究や、教育実習や他の実習的授業の質を不断に向上させるための教育実習計画の策定・実施を推進し、その成果を積極的に公表するとともに、大学、附属校園双方の教育実践に還元する。

【64】 附属校園は、教育学部教員養成諮問会議、大学院の授業やシンポジウム、各校園の学校評議員会等を通して千葉県教育委員会や千葉市教育委員会等、地域の教育委員会との連携協力を推進し、授業の公開、講師派遣等を通して地域の学校が抱える教育課題の解決に貢献する。

【65】 教育学部及び附属校園は、附属学校連絡会議等を活用し、附属校園教員の教職大

学院兼務、附属校園としての特色を活かした教員のキャリアパスの開発等を含め、附属学校の役割や組織に関する検討を行い、附属校園としての使命を果たすために必要な組織の整備を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【66】 本学の組織を3つに大別し（Triple Peaks：生命科学系、理系、文系）、それぞれを統括する「機構」が教育・研究・人事の司令塔としてガバナンスを強化するとともに、教員組織を「研究院」として統括し、学部・学府における教育研究等を推進する。

【67】 学長を中心とする運営組織を基盤として、ガバナンス機能を強化し、経営協議会学外委員等、有識者の意見やステークホルダーからのニーズを適切に業務運営に反映し、組織横断的かつ柔軟な大学運営を行う。

また、監事機能の強化のためのサポート体制を充実する。

【68】 国立六大学連携コンソーシアム（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）による各大学の強み・特色を活かした連携を展開し、教育・研究機能を強化する。

【69】 学長のリーダーシップにより大学のビジョンに基づき、全学的な視点から客観的・合理的なデータを活用するとともに、改革の実施状況を評価して、学内予算、スペース、人員配置を戦略的かつ重点的に再配分する。

【70】 多様な採用方法により、国内外から優秀な人材を確保する。独創的で優秀な若手研究者の養成を目指し、テニュアトラック制の普及・定着を推進し、公募により優れた研究者を確保、育成する。

【71】 優秀で多様な人材を確保するため、適切な業績評価に基づく年俸制を推進するとともに、クロスアポイントメント制度を促進する。

【72】 年俸制適用教員をはじめ教員の業績評価及び職員の人事評価を適切に実施し、その評価結果を活用して、教職員の能力や実績を適切に処遇へ反映する。

【73】 ワーク・ライフ・バランス支援体制を充実し、特に女性教職員がその能力を発揮できる環境を整備し、女性教職員の比率を向上させる。特に管理的業務の女性比率については、16%程度とする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【74】 社会のニーズに対応した効果的な教育研究を推進するため、Triple Peaksにおいてそれぞれの部局を統括する「機構」を設置するとともに、学長のリーダーシップのもと、改革の実施状況を評価して、大学のビジョンに基づき学内資源の再配分をすることにより組織改革を不断に行う。

【75】 生命科学系分野においては、亥鼻キャンパスの医療系3学部（医学部・薬学部・看護学部）が「治療学」をキーワードとして、免疫システム調節治療学関連の研究推進や附属病院との連携の下で専門職連携教育によって次世代対応型医療人育成を行い、日本発のイノベーション創出を行う卓越した研究拠点形成となる教育研究組織の整備を行う。

また、他大学（金沢大学・長崎大学）と協力して、予防医科学に関する新たな教育組織を立ち上げ、その機能を強化する。

【76】 教員養成分野においては、教育委員会等との連携により、実践型教員養成機能への質的転換を図ることとし、附属学校を活用した指導経験を含め学校現場で指導経験のある大学教員30%を確保する。

学士課程教育においては、小学校を中心に幼稚園、中学校等の教育に携わる質の高い教員を養成するための教育研究組織を整備する。また、卒業生の千葉県における小学校教員採用の占有率20%確保に向けて、入試制度改革や実践的な指導力を身につけるための教育課程改革を行う。そして、教員の需要状況を踏まえた学生定員の見直しを不断に行う。

さらに、新しい学校づくりの一員となる新人教員及びスクールリーダーとなる現職教員の養成を目的として、修了者の教員就職率100%を目指す教職大学院を設置すると同時に、既存修士課程についても、教職大学院の教育課程に関する検討の動向を踏まえながら、修士課程の教員養成機能を教職大学院へ段階的に移行させるとともに、修了者（現職教員を除く）の教員就職率80%確保に向けて、大学院での学びを教育実践に接続する力量を高めるための教育研究組織改革と教育課程改革を行う。

また、総合大学の特性を活かした質の高い中学校及び高等学校の教員を養成するための取組を行う。

【77】 人文社会科学系分野においては、グローバル化した知識基盤社会を支える自立した指導的人材を育成するために東アジア・ユーラシア研究、公共学等、総合性・融合性を有し、かつ強みを持つ教育研究を推進しつつ、教育研究組織を整備する。法科大学院においては、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等を考慮に入れ、教育内容の充実及び質の向上の観点を踏まえて教育活動を行う。

【78】 理工系分野においては、基礎科学における知識を創造するとともにイノベーション創出を牽引するマルチキャリアの高度理工系人材を育成し、学際的研究を推進するため新たな理工系融合型大学院組織を設置する。

【79】 園芸学分野においては、「食と緑」をキーワードとして、国内外の社会の多様なニーズに対応でき、遺伝育種や植物工場を利用した高付加価値植物の生産システム開発を行う高度専門職業人を育成し、アジアにおける高等教育研究拠点を形成するため、グローバル化に対応した教育研究組織を整備する。

【80】 グローバルな視点から問題発見・解決する能力を持つグローバル人材の養成を目指した国際教養学部を創設する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【81】 職員の専門的知識及び業務遂行能力の向上のため、各種研修を実施するほか業務の効率化・合理化のための情報化等を推進する。グローバル化に対応するため、語学研修及び海外派遣研修等を計画的に実施し、またそれぞれの専門に合わせた技術研修等への参加も促進する。これらを通して、大学運営及び研究教育支援に関する専門性、語学力を備えた職員を育成する。

【82】 業務の効率化・合理化のため、必要に応じ事務組織の見直しを行うとともに、アウトソーシングの推進や他大学等との事務の共同実施及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築等の大学間連携の取組を進める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【83】 外部資金の獲得や自己収入の増加に向けた各種方策を実施する。産業連携共同研究、受託研究及び特許権等による収入を確保し、千葉大学 SEEDS 基金への寄附金等については、卒業（修了）生や企業等との協力関係を強化する等、積極的な獲得に取り組む。

【84】 附属病院の総合的な経営戦略として「経営改善行動計画」を策定し、計画的に実践することにより、一般診療経費及び債務償還経費に見合う収入を確保する。また、治験等の充実により外部資金を獲得する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【85】 業務の効率化・合理化によるコスト管理を徹底し、経費を抑制する。

【86】 エネルギーに関するデータを公開するとともに、情報を一元的に管理し、全学のエネルギー消費を抑制する施策を実行する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【87】 リスクに配慮しつつ、適正かつ有効に資金を運用する。また、保有資産の現状を把握し、教育・研究・診療に支障のない範囲で、有効利用を促進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【88】 客観的・合理的なデータを活用して、全学及び部局の点検・評価を実施し、評価結果を教育・研究の質の向上をはじめとした大学運営の改善の取組に結びつける。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 【89】 本学のブランディングのための体制を整備し、新たな広報戦略を策定・実行することにより、戦略的広報活動を推進する。
- 【90】 教育研究等に関する基本情報や教育・研究データベースを活用した学術成果の情報等、大学の有意な教育研究活動の成果を学術成果リポジトリ等により国内外に広く公開する。また、自己点検・評価や第三者評価の結果や大学ポータルサイトを活用することにより、法人運営に関する基本情報について、適切に公開する。
- 【91】 本学の情報をより広く国内外へ発信するため、外国語ウェブサイトを含めた大学の学外向けウェブサイトについて、内容を改善・充実する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 【92】 地球環境に配慮した良好なキャンパス環境の整備を推進し、教育研究施設、附属病院、附属図書館、学生寮において、教育研究、医療環境及び学生生活の充実のため、新たな施設整備計画を策定し、国の財政措置の状況を踏まえ、必要な施設設備の整備・改修等を計画的に実施する。また、PFI 事業により、医学系総合研究棟を整備する。
- 【93】 西千葉、松戸、柏の葉、亥鼻キャンパスにおける環境マネジメントシステム規格（ISO14001）及び環境エネルギーマネジメント規格（ISO50001）の内部監査等を含むシステムを確実に運用して、質の高い環境教育・研究の推進及びキャンパス全体の環境負荷削減と環境美化を実施する。併せて地域との連携による環境改善活動を推進する。
- 【94】 教育研究活動に配慮しつつ、効率的かつ効果的な施設利用を推進するため、老朽化対策の観点からキャンパスマスタープランを見直し、施設マネジメントシステムを運用して、施設の有効活用及びスペースの再配分を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 【95】 有害薬品等の適正な管理、感染症危機対策、防災対策の更なる推進、防犯システムの改善、構内交通安全対策等、全学的なリスクマネジメントの取組を進め、安全・安心なキャンパスを構築するとともに安全な職場環境及び教育研究環境を整備する。
- 【96】 学生・教職員の健康を維持するため、健康診断システムの効率的な運用、生活習慣病対策、メンタルヘルスケア意識の向上のための施策を実行する。
- 【97】 学生・教職員に対するセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントのないキャンパスを目指して、研修及び講演等の取組を進める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 【98】 法令遵守による社会の高い信頼を維持確保するため、内部統制を機能させ、教育・研究、大学運営、社会貢献のPDCAサイクルを徹底するとともに、内部統制の取組について業務監査を実施する。
- 【99】 適正な研究活動のため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて制定した規程に基づき、適正な研究活動の保持・推進に向けた体制の整備・検証を行うとともに、不正行為の未然防止を図るため、研究者倫理教育を実施し研究者倫理を向上させる。
- 【100】 公的研究費等の不正使用を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて制定した規程に基づき、公的研究費等の取扱いについて、適正な管理及び運営を行う。
- 【101】 個人情報を含めた情報資産の適正かつ円滑な運営のため、情報セキュリティに対する教職員の意識改革のための自己点検及び研修等を実施するとともに、個人情報を含めた情報資産に係る取扱いの見直しを進める。また、情報安全管理体制を整備し実施体制を充実させ、情報セキュリティ関係諸規程に基づく対策の遵守を徹底するとともに、定期的な実施状況の確認と改善を行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

大学等名 千葉大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	104,965
施設整備費補助金	348
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	486
自己収入	242,720
授業料及び入学料検定料収入	52,240
附属病院収入	188,282
財産処分収入	0
雑収入	2,198
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	29,367
長期借入金収入	2,235
計	380,121
支出	
業務費	338,846
教育研究経費	159,403
診療経費	179,443
施設整備費	3,069
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	29,367
長期借入金償還金	8,839
計	380,121

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額186,300百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人千葉大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.6%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の実見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の実見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

大学等名 千葉大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	376,806
經常費用	376,806
業務費	340,636
教育研究経費	41,681
診療経費	82,150
受託研究費等	20,982
役員人件費	866
教員人件費	92,596
職員人件費	102,361
一般管理費	7,255
財務費用	1,475
雑損	0
減価償却費	27,440
臨時損失	0
収入の部	376,823
經常収益	376,823
運営費交付金収益	101,688
授業料収益	41,237
入学金収益	6,322
検定料収益	1,563
附属病院収益	188,282
受託研究等収益	20,982
寄附金収益	7,568
財務収益	129
雑益	2,068
資産見返負債戻入	6,984
臨時利益	0
純利益	17
総利益	17

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

大学等名 千葉大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	383,385
業務活動による支出	347,891
投資活動による支出	23,390
財務活動による支出	8,839
次期中期目標期間への繰越金	3,265
資金収入	383,385
業務活動による収入	377,051
運営費交付金による収入	104,965
授業料及び入学料検定料による収入	52,240
附属病院収入	188,282
受託研究等収入	20,982
寄附金収入	8,385
その他の収入	2,197
投資活動による収入	834
施設費による収入	834
その他の収入	0
財務活動による収入	2,235
前中期目標期間よりの繰越金	3,265

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4,482,287千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・亥鼻地区(医学部)の土地の一部(千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目54-2他9筆3,800㎡)を譲渡する。
- ・小中台中東宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区小仲台5丁目830番30 土地8,090.21㎡、建物(建床)1,107㎡・(延床)4,290㎡)を譲渡する。
- ・小中台女子学生寄宿舎の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区小仲台5丁目830番31 土地7,060.47㎡、建物(建床)912㎡・(延床)1,921㎡)を譲渡する。
- ・小中台西宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区小仲台5丁目830番14 土地2,942.1721㎡、建物(建床)158㎡・(延床)316㎡)を譲渡する。
- ・小中台南宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区小仲台5丁目830番10 土地3,079.95㎡、建物(建床)725㎡・(延床)2,588㎡)を譲渡する。
- ・小中台北宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区小仲台9丁目877番15 外2筆 土地7,923.57㎡、建物(建床)343㎡・(延床)1,715㎡)を譲渡する。
- ・轟町宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市稲毛区轟町3丁目61番1 土地1,829.25㎡、建物(建床)465㎡・(延床)1,681㎡)を譲渡する。
- ・青葉町宿舍の土地及び建物の全部(千葉県千葉市中央区青葉町359番4 土地612.50㎡、建物(建床)201㎡・(延床)804㎡)を譲渡する。
- ・環境健康フィールド科学センター(熱川地区)の土地及び建物の全部(静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本字用吉川1458番 外7筆 土地48,661.55㎡、建物(建床)1,156㎡・(延床)1,912㎡)を譲渡する。
- ・薬学部附属薬用資源教育センター館山圃場(館山・薬)の土地及び建物の全部(千葉県館山市山本字上洲垂1636番2 外17筆 土地8,555.87㎡、建物(建床)154㎡・(延床)154㎡)を譲渡する。
- ・西千葉キャンパスの土地の一部(千葉県千葉市稲毛区弥生町2番1 外1筆 8,381㎡)を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究・診療その他の業務の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・(医病)基幹・環境整備(支障建物撤去等)	総額 3,069	施設整備費補助金 (348)
・(西千葉)ライフライン再生(給水設備)		船舶建造費補助金 (0)
・1.5T-MRI装置アップグレード		長期借入金 (2,235)
・ハイブリッドORシステム		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (486)
・小規模改修		

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について28年度以降は27年度同額として試算している。
 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 大学教員の採用に当たっては、公募を基本とするとともに、必要に応じ任期制を導入し、教育研究の活性化に資する。
- ② 大学教員の人員配置については、本学の機能強化の方向性を踏まえた重点分野に教員の再配置を行う。
また、多様な人員配置を実現するため、若手教員、女性教員及び外国人教員の採用を拡大する。
- ③ 国内外から優秀な人材を確保するため、年俸制やクロスアポイントメント制度、テニュアトラック制の活用を促進する。
- ④ 教職員の評価を適切に実施する。また、教職員の能力や実績を適切な処遇に結び付ける制度を検証し、改善、実施する。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス支援体制を充実させ、女性教職員がその能力を発揮できる環境を整備し、女性教職員や女性管理職比率の向上を図る。
- ⑥ 事務系職員については、業務内容・業務量の変動に対応した柔軟かつ適正な人員配置を図る。
- ⑦ 高度の専門性を有し、積極的に大学運営の企画立案に参画し得る人材の育成を目指す。
- ⑧ 事務系職員については、近隣の関係機関との計画的な人事交流により人材の育成と多様な人材の確保を図る。

(2) 人事に係る指標

職員については、大学の業務運営及び人件費計画を踏まえた効率的な人員配置により、人員抑制及び再配置を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み
186,300百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

- (亥鼻) 医学系総合研究棟整備等事業
 ・事業総額:19,326百万円(維持管理・運営費消費税等相当額見直し後事業総額:19,372百万円)
 ・事業期間:平成30年度～令和14年度

(維持管理・運営費 消費税10%) (単位:百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	-	-	-	-	-	1,248	1,248	13,725	14,973
運営費交付金	-	-	-	-	-	367	367	3,691	4,058
自己資金	-	-	-	-	-	29	29	312	341

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(注) 各年度の金額、中期目標期間小計、次期以降事業費、総事業費はそれぞれの金額を端数処理しているため、合致しない場合がある。

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (独)大学改革支援 ・学位授与機構	864	877	1,004	1,246	1,301	1,324	6,616	15,213	21,830

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
教育研究・診療その他の業務の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

別表（収容定員）

学部	国際教養学部 360人 文学部 700人 法政経学部 1,480人 教育学部 1,575人 （うち教員養成に係る分野 1,575人） 理学部 800人 工学部 2,600人 園芸学部 760人 医学部 712人 （うち医師養成に係る分野 712人） 薬学部 430人 看護学部 340人
研究科・学府及び研究科等連係課程実施基本組織	人文公共学府 141人 【10人】 （うち博士前期課程 96人 【10人】 博士後期課程 45人） 専門法務研究科 120人 （うち専門職学位課程 120人） 教育学研究科 158人 （うち修士課程 118人 専門職学位課程 40人） 融合理工学府 1,522人 （うち博士前期課程 1,258人 博士後期課程 264人） 園芸学研究科 264人 （うち博士前期課程 210人 博士後期課程 54人） 医学薬学府 671人 （うち修士課程 154人 4年博士課程 472人 後期3年博士課程 45人） 看護学研究科 136人 （うち修士課程 24人 博士前期課程 65人 博士後期課程 39人 5年一貫制博士課程 8人） 総合国際学位プログラム 【10人】 （うち修士課程 【10人】 ） 【】 は、研究科等連係課程実施基本組織に活用する収容定員を示す。